

<研究ノート>

卒業の認定とその取消について

清 野 惇

I はじめに

先般、女子中学生の誘拐容疑で逮捕された千葉大学の学生について、千葉大学がその学生の卒業認定と学位の授与を取消した旨の新聞報道に関し、大学側のこの措置に反対する主張と賛成する主張とが前後して朝日新聞（朝刊）のオピニオン&フォーラム上に掲載され（前者平成28・4・12「事件と大学卒業 切り離して」¹⁾、後者4・23「卒業取り消し 社会的合意を」²⁾）関心を呼んでいる。このように卒業認定後、卒業生が非行を行ったり、その非行が発覚した場合の卒業取消の問題は、稀ではあっても今後も起り得ることなので、この機会にその問題点を考察し検討を加えることは

- 1) 「～事件は捜査中だが、仮に有罪だったとしても事件は大学卒業要件とは関係がない。もし卒業取り消しとなれば、過剰な「私刑」だと思う。報道によれば、容疑者は中学生監禁中も大学に通い、逮捕直前に卒業式を終えたばかりだったという。だが、きちんと授業に出て単位も取り、卒業審査に合格したからこそ、卒業証書が渡されたはずだ。今回の事件と卒業は切り離して考えるべきだ。」（大学生・松島研人 22歳）
- 2) 「～「事件と大学卒業 切り離して」（12日）を読んだ。問題が起これば処分して終わりでは教育機関の機能を果たしていないのは言うまでもない。だが、卒業要件と事件は関係ないという考えには異議がある。今回の逮捕は卒業式後だったが、千葉大は学則で学籍は3月31日までであるとし、いったん卒業認定を取り消し、卒業を留保した。卒業前であれば、このような事件で有罪なら、どの大学でも退学処分が通例だろう。一在学中の不祥事が、卒業後に判明した場合どうするのか。在学中に判明したら処分され、卒業後ならば処分を逃れるとなると不平等だ。しかし卒業後10年も20年もして判明した場合でも卒業取り消しとなれば、社会的な影響が出てくるだろう。～卒業後の卒業取り消しについて何らかの指針とある程度の社会的合意が必要だ。」（大学教員・村井 淳 58歳）

大学の学事管理の上で必要なことである。

II 大学における在学関係

未成年者誘拐容疑の学生が在籍した千葉大学は、国立大学法人の設置する大学であり、学校法人が設置する私立大学とは設置者の法的性格を異にし、また大学（正確には設置者）と学生との関係、いわゆる在学関係の法的性格についても、大学が学生に対して有する包括的支配権の法的根拠如何の議論とも関連して、これを学校という公营造物の利用許可によって成立する公法上の特別権力関係とみるか、それとも合意によって成立する契約関係とみるかの見解の対立はあるが、在学関係自体については、共に学校教育法及び文部科学省令である大学設置基準（昭和31・10・22文部省令28として制定）の一律適用を受けているので、両者の間に法的取扱いの上では差異はないといってよい。

受験生が志望大学の選別試験に合格して大学に入学し、所定の学修をして卒業するという在学関係については、国公立であろうと私立であろうと大学の在学関係は、学校側に包括的な支配権を認める公法上の特別権力関係だとするのが従来判例の大勢であったが、一部判例及び学説は必ずしもこれに同調せず、法治主義の観点から特別権力関係説を批判し^{3,4)}、私立大学はいうにおよばず、国公立大学の在学関係も共に契約関係と解していた。その後独立行政法人制度の発足に伴い、その一環として国立大学法人法（平成15・7・16法律112、同年10・1施行）が制定され、国立大学は国

3) 現行教育法規をみると国立・私立大学を問わず学校教育法、教育基本法の適用をうけ、両者は同一の目的をもつ教育機関であり、本質的な差異は認められない。このことから国立大学の在学関係を特別権力関係と解すべき合理的理由はない。（金沢地判昭和46・3・10）

4) 大学は国公立私立を問わず、その設置目的を達成するために必要な事項を学則等により一方的に制定し、それによって在学する学生を規律する包括的権能を有し、特に私立大学においては、建学の精神に基づく独自の伝統ないし校風と教育方針を実践するためにかなり広汎な規律を及ぼすことができる。（最判昭和49・7・19民集28・5・790昭和女子大事件）

立大学法人が運営管理する大学となり、私立大学との形態上の差異も縮小しており、今日では国公立大学の在学関係もまた私立大学と同じ契約関係とみる見解が支配的であるといつてよい⁵⁾。

契約関係説の立場では、在学関係は、大学による教育役務の提供義務とそれを受ける学生側の授業料の支払義務を中心とする契約関係であり、その関係設定の目的は、学生側においては、大学卒業という資格の取得にあることはいうまでもない。この大学卒という地位は、学校教育法に基づき大学によって学生に与えられるものであるが、大学がその編成した教育課程に従って学修した学生に卒業資格を与えるのは在学契約上の義務であり、その取得はまた学修した学生の権利でもある。大学卒という地位は、公的資格試験や諸官庁等の採用試験の受験資格としてだけでなく、民間企業の採用試験の受験資格としても社会的に承認された資格といつてよい。大学に入学する者はこの社会的資格の取得を目的として在学し学修に努めるのである。

Ⅲ 大学の卒業要件

ところで学校教育法第55条は、大学の修業年限を原則として4年と定め、また同法第3条に基づいて制定された大学設置基準の32条は、卒業の要件として「大学に4年以上在学し、124単位以上を修得すること」と規定し、その教育課程は授業科目を必修、選択および自由の科目に分けて、これを各年次に配当して編成し（20条）、その単位数は各大学において夫々学則をもって定めるものとしている（21条、学校教育法施行規則第4条）。

また同基準は1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容を

5) 行政主体である国立大学法人の設置する大学に在学する学生とその国立大学の在学を巡る法律関係は、学校法人立の大学におけるそれと同じく在学契約関係である（東京高判平成19・3・29判例時報1979・70）。

なお大学の在学関係については、拙著「私立大学の管理・運営についての法学的研究」（上）広島修道大学研究叢書54号の75頁以下を、学生の懲戒処分については同書の97頁以下を参照されたい。

もって構成されるとした上で(21条)、1年間の授業期間を定期試験等の期間を含め35週にわたることを原則とし(22条)、各授業科目の授業期間は10週又は15週にわたる期間を単位として行うものと定めている(23条)。

大学は、教育課程として編成された授業科目を履修した学生に対し試験の上単位を与えることになるが(27条)。その単位の授与は授業担当教員によってなされる。

設置基準は、上記の通り、大学の卒業の要件として在学年数と修得単位数という客観的に把握できる学修の実績のみを掲げているが、そのことは大学卒業者について国(大学)が社会に対して保証できるのは、その者の学修実績に限られることを含意しているものと考えられる。この点については改めて後述する。

学校教育法令は、修業年限と共に在学期間に関する規定を置いているが、前者は当該種別の学校を卒業するために要求される単位数の授業科目を履修するに必要な期間をいい、後者は当該学生が在学契約に基づいて登録した授業科目を履修した期間をいう。定められている修業年限内で必要な単位を修得できなければ卒業できず、修業年限を超えて在学しなければならない。留年である。留年の年限は各大学が学則で定めることになる。

IV 卒業認定と卒業式

大学は、通常、毎年3月の中旬に卒業式を行い、卒業生に卒業証書を渡して社会に送り出しているが、その卒業式で学長が卒業生全員に対して卒業の認定を宣言することがある。

卒業の認定は大学の内部的行為であり、公開の場で宣言する必要はない。卒業の認定は卒業式の前に既に教授会の審議を経て学長によってなされており、その認定結果は本来ならば個々の卒業生に告知すべきところを、卒業式に出席した卒業生に対して、その告知を宣言の方式で一括して行うもので、それは卒業式の単なるセレモニーの一つではなく、法的にも意味のある行為とってよい。認定結果の告知を個別に行う場合は、通常、卒業

証書の交付によることが多いようである。

問題はこの学長の卒業認定に関する権限をどうみるかである。施行規則第67条は「学生の入学、退学、転学、留学、休学及び卒業は、教授会の議を経て、学長が、これを定める。」と規定しており、中学・高校では、これらの事項を校長の許可事項として規定している（施行規則第59条、第61条、第62条等）のとは異なる表現をしている理由如何である。即ち「これを定める。」というのは「許可する。」と同一意味かどうかである。中学・高校と大学との学制上の違いは教授会の存否である。この教授会の存在が上記の表現上の差異を齎しているかどうかは判らないが、同一意義に解すべきである。「これを定める。」という表現からいまひとつ連想されるのは許可基準の作成ということである。

それは卒業についていえば卒業の要件の作成であるが、卒業の要件は学則によって定められているので、学長には卒業の基準を定める権限はない。学長は学則の定めに従って許可権限を行使するだけである。

第67条については、このように文言の解釈の問題はあるが、その学長の卒業認定（卒業の許可）の法的性格如何である。これを形成的行為とみるか、それとも確認的行為とみるかである。学長の卒業認定にあたっては、上記の通り教授会の審議を経る必要があるので、教授会の審議結果との関係も問題になる。学則や慣行で教授会が卒業資格の有無について実質的審査権を有する場合は、学長の卒業認定は教授会の審議結果の単なる公表行為に過ぎないことになるが、それがなければ在学関係が終了しない意味においては形成的である一方、それは同時に卒業要件の充足を確認する行為でもある。前者は卒業認定行為の在学契約上の位置であり、後者は教育課程上の位置といえよう。卒業認定行為はこのように二つの役割を併せ持つ行為といってよい。

卒業式で卒業認定の宣言がなされると否とにかかわらず、学校の卒業式は法的にいかなる意義を有するかである。卒業式について法令は何ら規定するところがないので、それをするか、しないかは各学校の自由である。

ところで施行規則第72条は、小学校に関する規定である第28条（卒業証書の授与）及び第44条（学年）を大学に準用しているので、大学の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わることになるが、例外的措置として学年の途中においても学期の区分に従って学生を卒業させることができるとしている（第44条2項）。学年末の卒業と共に学年途中の学期末卒業を認める大学においても卒業要件としての在学4年以上（ただし法第55条の3の3年卒業の特例の場合は別）という在学年数の適用があるので、通常3月中旬に行われる卒業式と在学年数との関係が問題となる。

学生の在学契約締結の目的が、卒業資格の取得にあるとすれば、遅くとも卒業式による卒業認定宣言をもって在学契約関係はその目的を達して終了するのではないかという疑問である。ところが上記の通り学年の終了は3月31日であるので、4年次生の卒業認定を学年末以前に行うことは、在学4年以上という卒業要件を充たさない学生に卒業資格を与えることにならないかである。卒業式の日取り如何によっては、学年末より10日乃至20日程度前の卒業認定となるが、その程度の日数の不足は問題とするまでのことではなく、それは学年の始期の4月1日から授業が開始されないのと同様ではないかという反論もあるであろう。確かに大学の現状を肯定する以上争論の余地はないが、仮に多少の日数の不足を認めるとしても、その許容限度が矢張り問題として残る。そうでなければ在学4年の卒業要件の空洞化を招き、卒業生の学修の実績に対する社会の評価を損なうことになる。

それでは現状での卒業の認定行為は、在学契約上いかなる意義を有するものと理解すべきかである。考えられるのは在学契約の終了行為としての位置付けであるが、そこには学年末以前に4年在学の卒業要件を無視して卒業認定をして在学関係を終了させることができるかという問題がある。その問題を避けるとすれば、3月31日をもって4年の学修期間が満了することを念頭に置き、同日まで4年次生の学修が継続することを停止条件とする契約（在学契約）の終了行為と解するのが妥当のように思われる。い

清野：卒業の認定とその取消について

ずれにしても学生の身分にかかわる問題なのでその理論づけをする必要がある。卒業認定を条件付き契約終了行為だとすれば、たとえ卒業認定がなされても、その4年次生は3月31日まではその大学の学生としての身分を有することになる。この問題は通学用の学生定期券の効力とも関係する。理窟をいうならば、そもそも3月31日までは卒業の認定を前提とする卒業式は挙行できないことになる。学年末の3月31日まで在学して学修しなければ在学期間4年を充たすことができず卒業資格はないことになるからである。しかしながら実際には大学の卒業式は3月31日以前に行われている。この乖離を説明するとすれば上記のように解せざるをえないのである。

千葉大学はこの点をいかに解したのであろうか、新聞報道では判然としないが若し当該学生の卒業を認めた上で3月31日までは千葉大学の学生としての身分を有すると解して卒業を取消したのであれば問題である。学年末の3月末日まで学生の身分があるのであればその学生はまだ卒業していないことになるからである。

学年末前の卒業の認定を、学年末までの学修の継続を条件とする在学契約の終了行為であるとしても、通常は卒業認定以前に授業科目の授業は終了しているので、学修といっても、授業以外の学修例えば自習等しか考えられないが、それはともかくとして4年次生は卒業式後も学年末の3月31日までは学修を継続しなければ卒業資格は与えられないことになる。このように学年末以前の卒業認定は条件付き認定であり、在学関係は卒業認定の日に終了するのではなく、学年末の3月31日に目的を達して終了するのであって、卒業する4年次生は当日までは当該大学の学生なのである。

V 卒業要件の加重の可否

大学設置基準は、卒業の要件として、前述のように4年以上の在学と124単位以上の単位の修得を掲げているが、これは最低基準なので大学としてその要件を緩和することが許されないとしても、それを加重することは許されてよいように思われる。現に修得単位数については大学によって違い

が認められるのである。

大学卒業による学士号の取得（学位規則昭和28・4・1文部省令9）は、一種の社会的資格の取得であり、卒業生の実力レベルについて大学間に格差があるとしても、法制上はその卒業生は何れも法定の卒業要件を充たしたもとして同等の扱いを受けるが、そのことは各大学の卒業要件としての修得単位数が同一であることを意味しないことはいうまでもない。大学設置基準は、最低の基準を定めたものであり（同基準1条）、その基準を下まわらない限り、文部科学省の学則認可権による規制はあるとしても、各大学には卒業に必要な在学年数や修得単位数を自由に定めて卒業要件を厳しくする余地は残されているのである。ところで設置基準が卒業の要件として在学年数と修得単位数のみを掲げているのは、これらの二要件は客観的事実として認定可能だからである。問題は、卒業する学生の品行不良を卒業認定の消極的要件とすることができるかである。

今日、各大学において広く採用している推薦入学の審査にあたり、被推薦者の学業成績だけでなく、その在学中の品行をも審査の対象とするのであれば、卒業に当たり同様に卒業生の品行を問題とすることも、あながち不当とはいえないが、人の性行や行状を限られた資料に基づき適正に判定することは容易でなく、主観的判断に陥る虞があり、また学生の在学中の行状把握も懲戒事由該当行為として顕在化した場合はともかく、大学が個々の学生の性行や日頃の行状を把握することは実際上不可能に近い。またその行状も4年間の在学を通じての行状なのか、それとも卒業年度1年間の行状なのかも問題であるし、そもそも過去の非違・非行を理由に卒業を拒み、その就職を妨げることを教育機関が行うことの正当性も問題である。大学は学問の教授を通じて学生の人格の形成を図る場ではあるが、学芸の専門的教授がその使命であり、学生の品行の教導はその役割ではない。

大学設置基準は、卒業認定の客観性と公正を確保する観点から、客観的判断の困難な学生の行状や性行の評価を、卒業認定の消極的要件に加えなかつたものと思われるが、学則で在学中停学処分を受けた学生の卒業を認

定しないことを規定することは可能であろう。ただその場合卒業留保の期間をどう定めるべきかの問題がある。停学処分の結果としての期間の延伸とは区別して考えなければならないが、一学期間の延伸をもって限度とすべきであろうか。また在学中受けた停学処分を卒業留保の事由とした場合、処分事行為を二重に制裁することにならないかという疑問も生じるが、両者は観点を異にするので、停学処分の事由とされた行為を二重に制裁することには当たらないであろう。しかしながら、このように卒業年次生の性行や行状を卒業の消極的要件とすることには問題が多く賛成し難い。

VI 卒業認定と懲戒処分

学校の校長及び教員は、教育上必要があるときは、学生、生徒を懲戒することが認められている（学校教育法第11条）。その懲戒には法的効果を伴う制裁行為に限られず、事実行為としての教育的措置を加えることも含むが、施行規則第13条2項は、懲戒の内、退学、停学及び訓告の処分は、校長のみがこれを行うことができるとしている。なお施行規則第4条は、学生、生徒の賞罰に関する事項を学則の必要的記載事項と定めているので、如何なる場合に如何なる懲戒を行うことができるかは、夫々の大学が学則で定めることになるが、退学処分については、同条3項により、その事由が限定されている。

問題はこれらの懲戒処分が学生の卒業認定に如何なる影響を及ぼすかである。大学での卒業認定は、学生が4年以上在学し、卒業に必要な単位数を修得したかどうかを確認するだけで、その学生の品性や行状まで判断するわけではない。認定は夫々の授業科目についての単位授与が適正になされているか、学則で卒業に必要と定められた在学年数や修得単位数が満たされているかの確認である。これらの事項は教授会が審議権を有するので、学長の卒業認定の前に教授会による審議が行われることになる。その審議の結果は学長も尊重しなければならないが、法的にはそれに拘束されることはない。

このように卒業の認定は、当該学生が卒業要件を充たしているかどうかの確認のみを目的としており、それ以外の事項の存否は認定の対象にはならないが、学生に対する懲戒処分が間接的に当学生の卒業認定に影響することはあり得る。例えば学生が停学処分を受けた場合である。

ところで停学とは、そもそも如何なる性格の懲戒処分なのかである。停学をもって学生身分の一時的停止と解するか、それとも教育を受ける権利の一時的停止と解するかによって停学処分に伴う不利益効果の内容に違いが生じる。前者とすれば停学期間中学生の身分を失うので学校施設への立入は全面的に禁止されるが、後者とすれば学生の身分は失われないので授業場への立入は許されないが、それ以外の図書館や学生会館などの学校施設への立入・利用は認められることになる。停学について法令はその定義をしていないので、各大学が学則でその定義をし、その効果等について定めることになるが、懲戒は通常事由の軽重により段階的処分によっておこなわれるので、学生身分の剥奪である退学の一段下の処分としての停学を学生身分の一時停止と解することは必ずしも不合理ではないが、学生懲戒が本来教育的措置であることからすれば（学校教育法第11条、同法施行規則第13条）、学生の身分停止は過剰な不利益処分のように思われるので身分停止説より権利停止説が妥当と考えられる。

いずれにしても退学は学校側からする在学契約の解除であり、停学は在学契約の効力の一時停止であって、その期間中学生は教育（授業）を受ける権利を停止され、学校は其の期間教育（授業）をする義務を免がれることになる。

問題は、この停学期間を学生の在学年数の上で如何に扱うかである。身分停止説をとれば停学期間は学生身分のない期間であるから当然在学年数に含まれないが、権利停止説によればどうであろうか。在学の期間は学修の期間であるが学修を授業中心に考えるかどうかにより結論を異にする。即ち、停学中の学生は授業に出席できないから学修したことにならず、停学期間は在学期間に算入すべきではないとする不算入説と授業を受けられ

清野：卒業の認定とその取消について

なくても自己学修は可能だから在学期間に数えてよいとの算入説とが考えられるが、この点も本来学則の上で解決すべき問題である。もし停学期間が在学年数に含まれないとすると、当該学生は4年次の学年末では4年の在学期間を充たさないことになり、卒業はできず留年ということになる。このように懲戒が在学期間との関係で卒業認定に影響を及ぼす場合はあるが、卒業の認定は、あくまでも停学事由とされた学生の行状とは無関係になされるのである。

ところで在学期間が卒業の要件とされる理由如何である。それは法が修業年限を4年と定めていることと関係する。その4年は、大学卒業という社会的資格をどの程度の学修をした者に与えるべきかという国の文教政策とそれに伴う大学及び学生の負担との双方を勘案して決められたものと思われるが、その期間は、学生が認可された教育課程の授業科目を履修して卒業に要する単位を修得するのに通常必要とする学修期間であり、またそれは、大学の原則的在学期間でもある。したがって学生は4年間在学して卒業資格を取得すべきであり、取得しなければならないのである。4年間在学し卒業資格を取得できず、留年することは、修業の年数ではなく修業の年限とする法意に悖ることではあるが、卒業要件としての在学年数を4年以上としていることは、留年を想定しているとも見ることができる。

問題は、その「在学」である。それについては停学処分に関連して先に触れたが、それは「在籍」とは異なるのかどうかである。在籍とは学籍簿に登載されていることであり、登載されていれば、その学校の学生としての身分を有することになる。卒業要件としての「在学」がそれでないことは確かであるが、在学とは、大学が実施する授業に出席して聴講することなのかどうかである。更には卒業の要件を定めた大学設置基準32条の「4年以上在学し、124単位以上を修得すること」をどう読み解くべきかである。それを4年以上授業に出席して学修の上試験を受け124単位以上を修得することを定めた規定と解するか、それとも4年以上の在学与124単位以上の単位修得を切り離して、4年以上の在学を在籍と同一に考え、授業に出席せ

ず、部活やアルバイトに精をだしても在学の要件を充たし、資格試験の受験勉強に力を注ぎ、授業に出席しないで試験のみを受けて124単位を揃えても、124単位を修得したとして扱うことを容認している規定と解すべきかである。

学生の多くが上記のように授業にあまり出席していないのが現状とすれば、立法者の意思がどうであれ前者の解釈は説得力に乏しい。もし教育役務の中心をなす授業の地位がその程度のものであれば、停学処分の効果を権利停止で理解することは無意味であり、身分停止により登校を禁止せざるを得ないことになる。これを法令の建て前と現実との乖離と考えるかどうかである。検討を要する問題である。

Ⅶ 卒業認定の取消

今日、卒業認定は、学年末の3月31日より以前になされているが、その卒業の認定を認定後取り消し卒業を認めないことができるかである。撤回の意味での取消は卒業認定という行為の性質上許されないと解するが、認定の資料に瑕疵がある場合は取消は可能である。ただその取消が当該学生が学生としての身分を有している間になされることが必要かどうかである。例えば、4年次生が授業科目の試験でカンニング行為をし不正に単位を取得したことが卒業認定後発覚し、その取得単位を除けば卒業要件としての修得単位数を充たさない場合の卒業認定の取消しである。この場合は卒業認定時に卒業要件を充たしていなかったのであるから、その卒業認定は本来無効であり、卒業後であっても無効宣言の意味での認定の取消をすべきである。

試験における不正行為は、当然「学生の本分に反する行為」として懲戒の事由に該当し退学乃至停学処分を受けるであろうが、学生の懲戒は当該学生が学生の身分を有する間になされる必要があるのに対し、認定が無効であるときは、その事由の発覚が卒業後（学生の身分喪失後）であっても無効宣言としての卒業認定の取消及びこれに付帯する卒業証書の回収は可

清野：卒業の認定とその取消について

能である。この場合その取消を当該学生の卒業後何時まで認めるかの取消期限の問題がある。取消期限を長期にすると当該学生の社会生活を不安定にするので1年間程度が限度であろう。卒業を取消された学生は留年となり、改めて当該授業科目を再履修して単位を修得することになる。

試験における不正行為は、従来制裁処分の対象というよりは教育的処置の対象と考えられ勝て、対社会的背信行為としての認識は薄かったが、不正行為をして大学を卒業し、大卒の資格で就職することは、社会に対する一種の詐欺的行為と言ってよく、対社会的にも放置すべきではないであろう。このように学生に懲戒事由に該当する行状があったとしても、その行状自体がその学生の卒業認定を直接左右するものではないが、ただ授業科目の単位取得のための不正受験行為に限っては、例外的に卒業認定に影響を与えることになるといわざるを得ない。

VIII お わ り に

千葉大生の場合は、卒業認定を無効とする理由はないので、卒業認定自体を取り消すことは出来ないが、学年末の3月31日以前であれば、その犯行を理由に懲戒を加えることができるので、退学処分により卒業認定を無にすることは可能である。卒業の認定は即卒業ではなく、その効果は学年末の3月31日に発効するので、その発効以前に退学させれば卒業したことになるからである。

法定の卒業要件に卒業年次生の性行や行状を加え、在学中、学則違反で懲戒された学生の卒業を留保すべきだとする前掲賛成意見の投稿者の脳裏にあるのは、千葉大生の事件の如く、卒業認定後それ以前になされた非行が発覚したが、懲戒処分を加える時間的余裕がない場合の対応の必要性からの提言といってよい。しかしながら前述したように、在学年数と修得単位数のみを卒業要件とする大学では、性行や行状を理由に卒業を拒否することは許されない。もしそれを可能にしたいならば、学則の定める卒業の要件に学生の性行や行状を加えることが必要となるが、これらを卒業の要

件に加えることの問題点については既述した。卒業要件の加重の論議に当たっては、大学は卒業生の何を社会に対して保証可能かの観点からの議論も必要である。なお認定無効宣言の意味での認定取消しを認める場合は、学則の懲戒の項か若しくは試験規程にその旨の規定を置く必要があることはいうまでもない。

規 定 例

第0条

「学長による卒業認定を受けた学生が、履修した授業科目の試験で不正行為を行い、単位を不正に取得したことが卒業後発覚し、当該単位の授与が取り消される結果、卒業に必要な単位数を欠くことになる場合は、学長は当該学生の卒業の認定を取消し卒業証書の返還を求めるものとする。ただし単位の不正取得が当該学生の卒業後1年を超えて発覚した場合はこの限りではない。

- 2 前項により学長が卒業認定を取り消したときは、当該学生に通知すると共に大学広報にその旨を掲載して学内に告知する。」